

荷田春満の令集解考證

石 尾 芳 久

近世国学の祖荷田春満がまた近世律令学の祖でもあることは、ここに縷説を要しない。春満は、その合理主義的精神、実証主義的精神よりして、令義解、令集解の校合考証に、貴重な業績をあげた。彼の方法によって近世律令学の基礎が決定され、律令学発展の道が開かれたことは、論をまたない。近世における令義解の校合は、京本に校勘をしるしたものが多いが、その何れをみても春満の校合した所謂羽倉本が、校合の基本となっているのであって、この事実をみても、春満の校合が極めて尊重されていたことを知ることができるのであり、また、春満の校合は、そのような評価に価するところの、律令に関する深い学識にうらづけられたものであった。荷田全集第六卷凡例には「貞観儀式、西宮記に限らず、古書の内にも板行に成候而倭学者最重宝に可存書」という下田師古の質問に対して、春満が「右貞観儀式よりも、西宮記よりも、古書の内にて板行に成候て、倭学者の重宝に可存書は、令集解に而御座候。集解の文字等吟味の上に而板行に成候はゞ、至極の重宝に成可申と存候。」と解答したことをあげているが、倭学者の重宝に可存書の第一に令集解を推していることは、律令の本質に関する春満の洞察をうかがわしめるものである。

春満の頃の律令学の模様について、荷田全集第六卷の凡例は、「春満は、江戸在府中、台命に依り、旧記、和書の吟味、書籍の真偽の甄別を命ぜられたが、幕府には、特に為政実用の学たる律令式典の研究にも任せしめやうと努め春満亦夙に此方面に思を潜めた。当時江戸に於ける斯学研究者には、下田泉翁由正、男の幸太夫師古モロヒサ（享保八年十二

月、奥御祐筆より御書物奉行に転じ、享保十三年三十七歳にて歿す。其弟浅井順次郎奉政（享保十七年五月、御書物奉行に転じ、同十九年三十八歳にて歿す。事纂及び令集解考等の著がある。）林笠翁良通（小納戸役より御書物奉行に転じ、明和四年六十八歳にて歿す。儀式考の著がある。林子平の父にて奉政の従弟である。）及び壺井鶴翁義知があり何れも同学切磋の間であった。」と記している。壺井義知の律令研究が、その稿本「位職二令解」によって明かであるように、職原抄の研究を通じての注解に重きをおくのに対し、春満の律令研究は、令義解、令集解の本文校勘を重視するものであり、合理主義的精神、実証主義的精神にもとづく律令研究たるの特色を示しているのであって、その点に、近世律令学の正統的方法を導いた創始者として春満をみなし得る所以が存するのである。三宅清氏の著書「荷田春満」の載せる春満の律令研究の資料には次の如きものがある。

令集解割記草案（勝満ト署名ス） 一冊

令集解割記 三冊

令義解割記案（暗満ト署名ス） 一冊

官位令、職員令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令、神祇令、禄令、儀制令

令注 二冊

延喜式略頌・令略頌 一冊

令序 一綴

職員令 一冊

令義解（自官位職員至公式令） 一冊

令問答 一冊

荷田春満の令集解考證

荷田春満の令集解考證

五四

戸令俗解

令義解書入本

故唐律疏義卷三、四、五、六、

四冊

大明律

一冊

三宅清氏の見解によれば、この内、春満の自筆稿本と推定されるのは、令義解書入本のみである。これは、春満の律令研究が主として門人の聞書という形で残されたからである。

荷田全集第六卷に収められた「令義解劄記」も、春満の門人、荷田信章による講義筆記である。しかるに、ここに紹介する天理大学附属図書館所蔵の「令解」なる資料は、荷田宿禰春満考の署名を存する令集解、令義解の校勘記であり筆跡から推して自筆稿本と認定されるものであって、律令研究に関する春満の自筆稿本にして残されたるものが乏しいという現状に鑑みるならば、極めて貴重なる価値を有する、といわなければならないであろう。

「令解」の内容は、次の篇目からなる。

令集解卷第一考

令集解卷第二

(職員一 神祇官條
太政官條)

令義解卷第二

令義解劄記

(学令第十一)

令義解劄記

(継嗣令第十三)

「令解」六十六葉中、令集解卷第一、令集解卷第二の部分が五十八葉迄あり、量的には、令集解卷一巻二に関する考証が主たるものである。

「令解」なる資料は、これを概言するならば、断簡の形で残された、令集解、令義解に関する春満の自筆稿本を、何人かが綴り合わせたものであり、従って「令解」という外題は、綴り合わせた人の手になるものである。外題の筆跡も内容のそれとは異っている。筆者が本稿本の紹介について「荷田春満の令集解考証」と記して、「令解」という外題をとらなかつた所以もまた、右の点に存するのである。（なお「令解」には椎本文庫なる印あり。）

本稿本の中には、一旦書いた部分を交叉線で消去り、その傍に後案云々という頭注を附している箇所が認められ、草本の面影を伝えている。

春満の令集解考証の結果は、誤脱の多い原本を、国史大系本と同一の水準にまでたかめている。そこには、学識の深さと厳しい精進を如実に示すものがある。校勘について正古本を求めるべきことを屢々述べているが、諸種の古本異本を参考にした跡が認められ、家本、すなわち荷田家伝来の本をはじめとして、門人松平権介源信富の本、門人藤原暉昌の本を参考の資としたことが認められる。そして、当然のことながら、本稿本が彼自身の立場——教える立場に立って書かれていることは、荷田全集第六巻に収められた令義解節記が、これも当然のことながら、門人の立場——教えられる立場に立って書かれ、「師説」を引用しているということに對し著しい対照を示しているのである。

たとえば、荷田全集第六巻令義解節記は、職員令神祇官条の大嘗について「謂嘗^ニ新穀^一以祭^ニ神祇^一也。この文の通にては義不^レ穩。新穀をなめて祭^ニ神祇^一と云たるときは、未^レ祭^ニ神祇^一さきに、新穀をまづ天子のなめ玉ふやうにきこへて義不^レ詳。故にこの嘗の字には色々の説共ありて、説文には、嘗は秋祭の名とあり。左伝注疏の説には、嘗は薦^ニ宗廟^一以嘗^ニ新為^レ名^トあり。故に左伝の説にしたがはゞ、嘗字をすゝめてとよむべし、進るの意也。このでんの通に、嘗^ニ新穀^一以祭^ニ神祇^一とあれば、神祇へ不^レ奉^テ前に新穀をなめて、然後神祇を祭ると云うことは不^レ穩也。故にこの嘗の字はすゝめてとよむべきか、若又、以の字新穀の新的字の上に有しが、誤りて顛倒したるか、然らば、嘗^ニ以^テ新

穀一祭神祇也と云義なるべし。これ師説也。この説をだやかなれば、これにしたがうべき也。』と注したのに対し「令解」には『大嘗謂嘗新穀以祭神祇也朝諸神之相嘗祭夕者供新穀於至尊也夕者の者の字ハ衍字なるへし朝の下に者の字なし或人朝の下に者の字有へしといへるハ夕の下に者の字有によりてなりしかれとも者の字なき方まさるへし朝の下に者のなき証は下の疏の中に義云朝相嘗祭と者の字なきも脱漏にあらざる一証とすへし嘗の字をなめてといへハ神よりさきに飲食するなり試と注したる説にても同しなるへし左伝の疏の説にてハ嘗者薦於宗廟以嘗新為名とあれハ祭の名とみてしかも宗廟にすゝめて後に嘗る義にきこえたれハ此義解の義も嘗はすゝめてとよむ義解』とあり、師の立場と門人の立場との相違を明示しているのである。なお、右の春満の考証で夕者の者の字を衍字とみなした断案には、彼の合理主義的解釈の一例が認められるのであって、秘事伝授を排した精神がうかがわれるのである。

但し、唯一つ、三宅清氏が「世上の伝統殊に定家卿尊信の二条家流歌学を口を極めて排斥した春満も、家伝に対しては大いにその態度を異にする感がある。荷田家の家伝としては万葉集の伝があり、上古の歌の伝があり（古今秘伝集伝授添紙）、古今集の伝があった外に、神家として神家として神道に関する種々の伝があったが、それらの多くは春満の受容れた所である。」と述べられた（「荷田春満」五五八頁）ような家伝尊重の態度が、令集解考証においてもやはり認められるということ、そこに、春満の合理主義的精神にひそむ近世的性格を指摘せざるを得ない。すなわち、春満は職員令集解職員条の貞云職員者大旨一事也猶云職之員者未明の考証で、「此貞の字も朱或穴等の類にて令の古注者の略名とみたり穴も朱も書名とみる説もあれとも略名歟略姓とみたり釈云疏云と一字の注解の書名を著す故に准して朱云穴云貞云伴云と集解者書たるなるへし伴ハ伴氏の説歟物ハ物部氏の説歟穴朱貞の三字も此類なるへし若穴は穴の誤歟穴人氏の略歟但し安那といふ氏あれハ安那を一字に穴と書たる歟穴師穴太穴犬等の氏もあり貞ハ貞根氏あり貞といふ一字の氏もあり其歟朱ハ朱氏未考火といふ一字氏有赤染等の氏を朱とも書たる歟宋の字の誤歟米といふ

一字の氏もあれば米の誤り歟未詳後に考ふへし右皆氏姓とみるはより所あれとも書名とみるハより所なし大旨一事也とハ分別せず連してみる説也』と注し、鋭い見解を披瀝しているにも拘らず跡云については、荷田家の家本に跡を疏に作っているという理由よりして、『此跡の字ハ疏のあやまりたるへし暉昌の本と信富の本とにハ跡云と幾所にも有家本にハ疏に作れり字形相近ければ転写のあやまりなるへし跡云ハ皆悉^レ疏云に改作すへし令の注書に跡有ことをきかず疏ハ唐令唐律の注疏有にならふて律令ともに疏有也』という如き消極的な解説をなすにとどまっているのである。右の如き限界があるにしても、『すへて何の書にても、本文に誤字欠字脱落の文等の有無を見わけぬ才なくして、正義は得られぬこと也。』という（伊勢物語童子問）春満の実証主義的精神が、近世律令学の基礎を決した、といひ得るのであらう。

しかして、かゝる春満の合理主義的精神、実証主義的精神は、『人かいかほとあしきといふとても、よきは天下にかくれなし。人かいかほとよきといへはとて、あしきは上下に明らかなる所をしれば、まとふことにあらず。』といふ（伊勢物語童子問）我の自覚の思想にうづけられていたのである。

凡 例

一、原文の変体仮名は、これを仮名に改めた。

一、括弧「」は、頭注その他の事項を明かにするために記した筆者註を示すために、筆者がしるしたものである。

一、春満の校勘は、国史大系本と一致するところが多いが、異なるところもないではない。しかし、錯雑を恐れたためその箇所を特に示すことは、しなかつた。国史大系本と異なる春満の校勘の中に、考慮すべき価値のあるものが存する。

令 解 全

尚書知人則哲能官人野王案官猶職位也禮記欣喜歡樂之官也鄭玄曰官猶事也又曰其官於官也鄭玄曰官注也說文史事所居也廣雅官君也

尚書知人則哲能官人野王案官猶職位也禮記欣喜歡樂之官也鄭玄曰官猶事也又曰其官於官也鄭玄曰官注也說文史事所居也廣雅官君也

令集解卷第一考

官位令第一義云官位謂大臣以下書吏以上曰官

義解には謂の上官位の二字なし

官位相當各有等差

義解には等差を等級に作れり集解の等差を為是

一者數之始也

者の字を義解にハ日に作れり者を為是集解一本數の字を教に作れると為非

答令者无疏語其是非

无の字誤字歟未詳正本を可校也語の字ハ誥の誤なるへし

鄭玄曰令舍也

舍一本作命

野王案謂告語也

語ハ誥の誤なるへし

漢書縣令泰官

泰ハ秦の誤なるへし

万戸以上為令秩六百石減万戸為長秩五百石

六の字の上一本千石至の三字あり

天子詔所増損不右律上者

不右ハ丕古の誤なるへし上の字ハ令の字の誤りなるへし

莫善於申令

申ハ甲の誤りなるへし

出君下臣名曰令

令ハ命の誤りなるへし

注竹帛以罔行云命也

此一行誤字脱字あるへし義不通

命不行則政不正政不道不通

命ハ令の誤りなるへし道の上則の字脱せるなるへし

伊耆氏

堯也

荷田春滿の令集解考證

文字曰法生於義義生於衆適生於人心

此文子ハ老子の誤りなるへし衆適の二字に誤字有へし本書可校也

釈名曰令領也

一本令猶領也とあり為是

祿為令

祿ハ録の誤なるへし

愚者不得及

及の上不の字を脱せるなるへし

甲子曰

申子曰の誤りなるへし

故明君愼

明一本朋に作るハ誤りなるへし

劇秦美新曰

日ハ曰の誤りなるへし

善言在者考之於今

在ハ古の誤りなるへし

今二尺四寸之律古今一也

雀寔論

雀ハ雀の誤りなるへし

作福背令

此背の字そむくとよむへからすたのむとよむへし

作福則人販夫

夫の上に之の字を脱せるなるへししからすハ夫の字ハ之の誤りなるへし

右之刑部書

右ハ古の誤りなるへし

義制律

義ハ儀の誤りなるへし

注云行路卷術賤避貴文類是

卷ハ卷の誤り術ハ街の誤り文ハ之の誤りなるへし

以斯言也然令先萌也

同跡

也ハ之の誤り跡ハ疏の誤りなるへし

名例犯罪未雖老疾

例の下云の字を脱せるなるへし未雖ハ雖未の顛倒なるへし罪の下にも時の字有へし

讀命之日

荷田春満の令集解考證

命ハ令の誤りなるへし

名例云其本應徒

例の下律の字を脱せるなるへし然れとも上の条にも名例とのみあれハ正本校ふへし其本の二字を一本にハ本其に作れり是も正本校ふへし愚案に本其の二字ハ本罪の誤りなるへし

贖直准減徒年注云若一年徒中已決笞五

減外淺徒

淺ハ殘の誤りなるへし

其云位官命

其ハ可の字の誤りなるへし命ハ令の誤りなるへし

是取詞須

須ハ順の誤りなるへし詞順とハ音便のよきをいふなるへし位官令といふよりハ官位令といふハいひ易きを詞順とかけるなるへし

此說乖文

官位とあるを位官といふへしと有義を乖文といへり

須隨文為義

官位とあれハ官を先に義を為すへしと云説也

雖有闕才職不相當者

闕の下而の字を脱せるなるへし職ハ識の誤りなるへし

不堪釐務

務の下者の字を脱せるなるへし

私選敍云任兩官以下

私の下案の字を脱せるなるへし敍の下令の字も脱せるなるへし下の字ハ上の誤りなるへし

若職事卑為(行高)為守

行守の二字を書ことハ選敍令の行守の条の義解に謂若以無位人任長上官者宜須注守と有を證とし且拾芥抄に漢書王莽傳をあげ師古の注をひける尤可然義なりしかれハ位高けれハ其事を行ふに任てかなふへし位下き人其事をつかさとるハかなハすたへたる義にて權に人をして其事を守らする意より行守の字を用ゐたるなるへししかるに此所に行守の字のことをも引て云云由此言之先官後位之義於此可知と有ハ集解にも行守の二字を用る義不通して妄りに引用したる歟猶考正すへし

其郡司軍殺者雖是外武官

郡司ハ文官なり武官にあらずしかるに是外武官と有ハ誤なるへし外の下武の上に文の字を脱せるなるへし此集解にも文の字なく印本の令義解にも文の字なき故に誤りて郡司を武官と心得る人あり正本の義解には文の字有へし何を以てしとなれハ拾芥抄に選敍令を引るに其郡司軍殺者雖是外文武官云云とあり是正古本にハ文の字有たる一證也且義解兵部省卿の職掌に内外武官名帳の義解に其太少兩殺為外武官とあるを證とすへし

可注其官位姓名

其ハ某の誤りなるへし

其意何

此不審ハ令ハ教令法也非科斷之制かくハ教令のことのみ有へきに律條のことを序にかけを疑て其意何と問なり答の意ハ教令を

施さるる事ありて科罪に及ぶ事あれともそれハたまさかの事も多くは教令の法なる故に稱教令といへり序文に出入之科を論する者も此意にてあなち律條にかゝられることにはあらざるへしといふ答なるへし

今序論出入之科

此今の字如字にても義に害有へからずしかれとも令の字の誤なるへし

書吏以上官者

官の上に曰の字を脱せるなるへし

選敍令去

去ハ云の誤りなるへし

此各不載外位如何

各ハ令の誤りなるへし

可敍外位之故

此一行文義不安是文章の拙劣故歟此文の意ハ不可以一槩執といふハ大少領ハ職事なれとも外位に敍する故にかくいふ也といふ意なるへし

不可准諸臣称等故也

此称等とは勲位の幾等の位と相当せざる記なるへし

太政大臣或云凡諸王諸臣任太政大臣親王不任左右大臣

臣と親との間者の字脱せるなるへし八十一例今の世に伝わらされハ脱字と決しかたけれとも者の字なければハよみかたし且延喜式に凡諸王諸臣任太政大臣者不得以親王為左右大臣と者の字有を以て汎とすへし下文諸臣任太政大臣亦と有亦の字ハ者の字の誤歟

しからずハ亦の字の上に者の字を脱せるなるへし且亦の字も王と不の間に有へき歟猶正本を考合すへし此一條式部式にみえて文義よく通す猶参考すへし

三品大納言大宰帥八省卿

印本令義解にハ四品八省卿とありしかれハ此集解に大宰帥の下四品の二字脱せる歟しかれとも下の文従三位大宰帥勲二等の下に或云問三品四品任八省卿何三位之任不降八省卿といふ疑問によれハ三品の下に八省卿の文なくて四品八省卿とのみもいひかたし且三品の下に或云問親王三品八省卿者得任彈正尹京職長官等平といふこともあり是等の文によれハ令の本文三品四品大納言大宰帥八省卿とあるへきを四品の字三品の下に脱せる歟集解の疑問によれハ此一條未分明正本を得て四品の二字の脱ハ三品の下歟八省卿の上歟決すへし

諸王不下六位字故

前令をみされハ此一條決しかたし然れとも字ハ官の誤なるへし

並同凡均法也

均ハ闕の誤りなるへし

此上為行列生文

上ハ止の字の誤りなるへし

為官當授法歟

授ハ設の誤りなるへし

仍須於周上下

周ハ國の誤りなるへし

荷田春満の令集解考證

但時行事雖非郡司有外伍位非是令意耳

行ハ職の字の誤歟未詳伍ハ五の誤りなるヘシ衍字にても有ヘシ外位とのみにても義通すヘシしかれとも下文の正五位の下に問答有て外名之輿者自正五位上階訖從五位下階といふ神龜五年の格文によれば外五位と限りてもいふヘシ

故不載此此令

此字衍なるヘシ

或云問三品四品任八省卿何三位之任不降八省卿

此問の意ハ諸王諸臣ハ正四位上中務卿正四位下七省卿相當なるに親王ハ三品にても四品にても八省の卿に任することわりを問ヘる也此問の文に三品四品と有こと未分明前段の間に親王三品八省卿とかきりて問るにたかひて此段にてハ三品四品任八省卿と有もいかよし此段の四品の二字ハ衍字歟ともみゆしかれともさにてハ親王四品の相當の官みえず猶疑あり

答品者功淺位者功除

除ハ深の字の誤れるなるヘシ品者功淺といふ義ハ親王ハ功ありて三品まで進み玉ふにあらす皇子なればたやすく三品までのほり玉ふか故に功淺といひ位者功深とハ諸臣ハ功によりて三位まで進めハたやすからぬことわりなりよりて功深といへるなるヘシ

然禁而所不言也

禁とハ憚りて令の本文にも義解にもその理りを文に不載といふ義なるヘシ

人不取畏

取ハ敢の字の誤りなるヘシ

正伍位

伍八五の誤りなるへし

選敍令合有外位今除如何

合の字ハ衍字なるへし今除とハ選敍令にハ外位のこと有に此官位令に外位を除くことを如何と問なるへし

答凡得外位人者郡司并帳内資人等

此問答にて令内の外位のこと義明なるへし令内に外位あるハ郡司と帳内資人等の位ハかりにて他人に外位ハなしとみえたりしかれとも前令にハ郡司并帳内資人等の外にも外位を敍せられん為に外位の條ありとみえたり前令今世に傳らされハ義明ならず尚此集解の問答等によりて推はかるべきのみ

然其選年甚遠

此意ハ外位を経て内位に敍すれ八年を累るか故に選年甚遠といへるなるへし

人年不久改除耳

人年とハ人の年齢百年を限りとしても不久故にかくいへるなるへし

然有所賜者雖三位而猶得外位耳

外位ハ五位までなれハ三位に外三位といふことハなけれとも郡司并帳内資人等の外にも外位に敍する例を立てあらハ臨時に外三位も有へき理りなるへしといふ義とみえたりしかれとも内外五位等級事神龜五年の格あるを下にいへり

官員令

類聚三代格一本に官位令に作れり

員ハ位の誤りなるへし 後按前令にハ官員令とあれハ員の字誤にも有へからず

外名之興

一本名を官に作れるハ誤なるへし

又扱敍位令

敍位令ハ選敍令の誤りなるへし

勅授

授の下に者の字有へし脱せるなるへし

准祿令五位以上

令の下云の字有へし脱せる歟

則知内外之自舊來殊號

自ハ目の誤りなるへし

等後

後ハ級の誤りなるへし

其五位以上子孫歴代相襲冠蓋相望

此五位以上の子孫ハ五位より一位までの子孫とみるへし五位より四位までを五位以上といふ例にハみるへからず歴代相襲とハ代々相傳來りて官位にすゝむ者をいふなるへし冠蓋相望とハ蓋ハ五位にハなし四位以上にかきるへし儀制令に明かなれハ冠の別も蓋の別も四位以上差別あれば父祖三位四位にもほりたるを指ていへる歟しからハ其五位以上子孫ハ明經秀才にもかゝる句とすへし

并明經秀才堪為國家大儒後生袖領者

後生袖領者とハ子孫といふかことき歟苗裔といふ類にて袖領者といふ歟

便敝内位不須蓮延日時

蓮ハ連の誤りなるへし此句の意ハ敝内位する事を遲滞させすすみやかに敝せよといふ義歟

但別勅特授不拘此式云々

特を一本時の字に作れるハ誤りなるへし

右集解會僻案考をしるし置後類聚三代格卷第五をとり出し神龜五年の格文を校合するに誤字等僻案相かなへり自正五位上階の自の字三代格になしこれハ自の字有を是とすへし又堪為國家大儒の為の字三代格になしこれハ為の字なきを是とすへし便敝の二字三代格にハ即選に作れり是も三代格を是とすへき歟三代格にも誤字おほくあれハ正本を得て猶校合すへし且内位の下不須の上にて即選内位餘選外位但得外位後積其功效應入内位者便敝當位當階之二十八字あり集解にハ此文を畧して不載歟但脱漏したる歟三代格文にて文義明かなれハ集解正本にハ載たるを轉寫の時脱失したるなるへしこれによりておもへハ此已後の格文本書を校合して誤字脱字を正さすハ誤りおほかるへし

夷國之俗瞻作是類

類聚三代格を校るに國を囚に作り俗を侶に作り作を仰に作り三代格を是とすへし

為從四位下將復邊守

類聚三代格にハ下の下官の字あり復を優に作りこれにて文義明かなり

謹奏

三代格にハ奏聞とあり

左右辨

辨の上中の字を脱せるなるへし

荷田春満の令集解考證

延歴廿五年

歴ハ曆の誤り也

右大臣宣

此右大臣ハ神王なるへし

准合

合ハ令の誤りなり

膳大夫

膳の上大の字を脱せるなるへし

大膳職亮

此職の字ハ衍字なるへし

内宮頭

宮ハ蔵の誤りなるへし

職事一家位

職事一位家令の誤りなるへし

或云一位者本位也餘皆放此

本位といふことハ正位といふ事歟平家物語に本三位中将とかけけるも從三位中将に対していへるといふ説あれとも本位もし正位のことならハ本三位も正三位のこと歟此貳説猶考へ正すへし本位ハ正位ならハ正一位家令正二位家令にかきりて從一位從二位にハ

家令なしといふ然らず家令職員令に職事一位二位とありて正従の字のなけれハ此一位二位ハ正にても従にてもとみえたりよりて
正三位家令従三位家令ハ同じけれとも書吏二人と書吏一人の差別ありて正従ことなりこれによれハ本位の説正位ともいひかたき
歟後考へて明にすへし餘皆放此といふ釋ハ何に放ふことにや未詳

従直位官

直ハ五の誤りなるへし

典銷正

銷ハ鑄の誤りなるへし

大外記二人

元正七位上官今依為
正六位上官其格有下

大外記二人の大書一行並小書二行ともに集解選者の注にて令の本文にあらず前後の例に准すれハ小書二行も大書して低書すへし
大書小書にわけたるハ轉寫のあやまり歟猶正本を得て正すへし今依ハ今改の誤りなるへし有下の有の字ハ在の字の誤れるなるへ
し

上工正

上ハ土の誤りなるへし

繼部正

繼ハ縫の誤りなるへし

鸞正

鸞ハ主鷹の二字混して一字に書誤りたるなるへし

主上首

上ハ工の誤りなり

長官一人從六位官

弘仁格等にハ次官一人上從六位官など、皆上下の階を記せられたるに神龜の格に上下の階なしに從六位官或ハ從七位官など、上下階なけれハ上にても下にても相當の官とみえたれとも僻案にハ從六位官と有時ハ從六位上の官なるへし從七位官と有時も從七位上の官なるへき歟據あり

正親佐

佐ハ佑の誤りなり此下造酒兵馬等皆佐とかけるハ誤なり下皆佐を佑に改むへし

正八位少内計大同元年

大同元年より内記二人までの小書ハ大書して一字低く書て下の文の大書に属すへし集解者の文なり本文にハあらず

典章

草ハ革の誤り也

神祇大史

史を一本夫に作るハ誤り也

内漆佐

内染佑の誤り也

衛志少志

志ハ士の誤り也

主計竿師大國少目

主計竿師の下二本主税竿師の四字あるを是とす

采部司長一人從六位下

下字ハ官の誤りなるへし前にいふことく神龜の格皆上下の階なしにいへり

陵奥

陵ハ陸の誤り也

鼓吹大令史

一本大史令に作るハ誤り也

一品少書史

品下家の字を脱せるなるへし史ハ吏の誤り也

二品大書史

前におなし

職事一位少書史

職事の下家の字を脱せるなるへし史ハ吏の誤り也

繼部令史

繼ハ縫の字の誤り也

荷田春満の令集解考證

神龜五年七月廿一日

一本七月一日とあるハ誤り也

長宰

宰ハ官の誤り也

件司元長一人

長の下官の字を脱せるなるへし

二位書史

位の下家の字を脱せるなるへし書史ハ書史の誤り也下皆史と有ハ史の誤り也令史と混したるなるへし

令集解卷第二

職員一

神祇官條
太政官條

荷田宿禰春滿考

職員

謂職者職司也員者員數也官省寮司等各有員數也細而言之則司別長官以下雜任以上也

謂職者より以上也まで義解の文也職者職司也とハ職掌の義にあらずつかさといふ意也雜任以上ハ直丁以上といふ説あれとも集解
選者の意ハ使部以上を云也と決すれハしハらくこれに従ふへし數家の本を校合すれハ雜任以上也の下に問答の文ありこれハ集解
選者の自問自答とみえたり流布の本にハ問答の文脱せり門人松平権介源信富の本并遠州浜松在社神主森民部少輔從五位下藤原暉
昌の本にハ脱文を朱を以て書入たり彼兩本の書入に誤字脱字等あり今兩本を合して正誤して左にしるす

問雜任以上者案律官有員數謂内外百司雜任以上於レ令各有員數ニ選敍令云使部民部判補者由是見義レ稱ニ雜任以上ニ者使部以上然
則直丁雖レ有員數ニ不約此文其意何答古來或稱ニ直丁以上ニ而作ニ義解一之日稱ニ雜任以上ニ然則直丁以下不レ約ニ職員之字ニ便載耳
問律為レ科レ罪殊擧ニ得レ考以上或人一彼律云過置直丁之日科違令者今於令直丁駈使丁已有員數而偏想律文稱雜令以上若有由哉私案

義云職者職司又云職猶云官者以レ見レ之使部以上得レ考之色^{ナレハタリルニト}故不レ入^ハ職字^ニ歟然則便載^レ之於義無^レ妨問或云職字兼下官與^ニ職掌^一之兩途上假令神祇以下惣判以上之員數者何答往古之說也今於^レ義有^二明文^一不^レ可^レ依^レ彼說^一右の文中に神祇以下惣判以上之員數者とハ神祇官の伯の職掌に神祇祭祀祝部神戸名籍大嘗鎮魂巫卜兆惣判官事とあるを祭祀卜兆までの文を畧して神祇以下惣判以上とかけるとみえたり惣判以上之員數といふハ祭祀祝部等の職掌の員數とみえたり此説は集解云の時門下の學生等問答決釋の據也最初僻案には神祇以下を神祇官以下諸司をいひ惣判以上ハ諸司職掌惣多にして各義別あれハ諸官より別し職掌員數を惣判官事の文に約していへる者と解たれとも已に載る疏の説に職謂神祇以下至惣判官事也とある至の字につきて學生の説を是とし最初僻案の説を非とするなり集解云學生といふハ荷田宿禰信名平朝臣□□等也

釋云説文曰^云注云内外百官雜任以上在令各有員數是也

此釋の説を以て集解選者自問自答を設て私案を著したるものなり私案と脱文にあるハ集解選者の私案とみえたり此釋の文にハ内外百官とあり右脱文にハ兩本ともに内外百司とあり百官も百司も字異に義同じけれとも職制律の正字於今てハ決しかたし本朝の職制律の多引書文ハあれとも全書斷絶したれハ無所考僻案にハ百官にしたかふへし何にとなれハ本邦の律令ハ志唐律令を以て本として往々文字を換易したるものなれハ文意ハ唐律令にことならず文字ハ事にしたかひ所によりて異也祠部を神祇官と書かへ尚書省を太政官とかへたる類也今唐律ハかへりて世に傳へてこれを唐律の職制律に考れハ唐律疏義曰官有員數謂内外百司雜任以上在令各有員數而署置過限及不應置而置^云とあれハ本邦の職制律の注にハ百司を百官とかへてかけるなるへし且在令各有數員是也と有在の字は脱文を補へり兩本にハ於の字に作りこれも百官百司の異同とみるときハ唐律の疏義に在令の字なれハ於令と本邦の律の注に書かへたるなるへししかれハ在の字ハ兩本補書の於にしたかひ百官ハ此集解の釋の文字にしたかひて百司の字を用へからす

但直下等便著耳^{ハリニアラハス}

但より耳まで釋文なるへし集解選者便載耳といへるハ此釋の文によりて問答にかけるなるへし便著とハ便は使部の次直丁なれハ

使部までにかきらすして便にしたかひて附といふ也附の字をみれハ上の文に便著と有も著ハ附くといふ字注もあれハ著もつくつと訓すへき歟しかれとも朱の説に但直丁之數便顯耳ともあれはあらハすと訓すへき歟所好にしたかふへし附ハ使部に附るにハ有へからず員數に附る義とすへし

案此説與古令稱官員令之時無別

此案ハ集解者の案なるへし此説と指ハ今説云職猶言官也と有説をいふ也今説と前に有ハ古説にハあらざる義なるへし古令稱官員令之時とハ古令にハ職員令といはず職員令を官員令と有也しかれハ職員令も官員令も字異なれとも義ハおなじかるへし義解に職者職司也と有も官の字の意と異ならざるへし其證にハ和訓にてハ司の字も官の字もつかさどと読すなハち官省寮司等各有員數也といふ解にて可見也しからハ古今に官員令と有を何とて職員令と字を改められたるや故有歟異義有歟といふうたかひ有へし是ハたハ官位令と有故に字をかへて職員令と改たるなるへし官位令官員令とあるときハ官の字のみにて職の字と異なるに似たりよりて官とも職ともつかさのこをいへハ職員令といひて官員令の意とみるへし門生問云職員令をしようゐん令とよむ人有先生ハしきゐん令と云りしよくもしきもおなじかるへけれとも先生しきゐん令とよめるハ故有歟答云しひて故有にあらすいづれにても害有へからすしかれともしよくとハ職掌の時いひならハせりかの職この職なと、いふ皆職掌なりしきといへハ職掌のことにならずつかさの時にいひならはしたりたとへハ修理しき大膳しき等の類也されハこの職員令の職の字を職掌也といふ説にしたかふ時はしよく員令かなふへし穴の説朱の説等は也今義解の職者職司也といふ義にしたかへハ職掌の意にあらすつかさといふ義なりよりて義解にしたかふ故にしきゐん令とよむ也即ひとりしきゐん令とよむにもあらす先人あまたしきゐんとよみ來れり

跡云職云

此跡の字ハ疏の誤りなるへし暉昌の本と信富の本とにハ跡云と幾所にも有家本にハ疏に作れり字形相近けれハ轉寫のあやまりなるへし跡云ハ皆悉疏云に改作すへし令の注書に跡有ことをきかす疏ハ唐令唐律の注疏有にならふ律令てともに疏有也

亦云伴部以下人等員耳

此亦云ハ疏に亦云なるへし然れども疏の説にハ員謂諸の官省寮并其内主曲以上即就此とありて亦云伴部以下人等員耳とハ文義おたやかならず若疏の文長きを省略して集解の時亦云と兩説疏にありて決せざりしを如此あげたる歟もし誤字闕文等有歟異本を校ふへし伴部以下といへる諸説に異なりうたかふらくハ此伴の字ハ使の字の誤りなるへき

朱云職者職掌也 但直丁之數便頭耳私心同

小書の私心同の三字ハ集解者の私心なるへし

故職制律讀曰署置^一直^二丁^三過^レ限者科^二違令罪^一者或人異說耳未知

この讀曰署の三字文義不通唐律疏義に署置過限及應置而置といふ文あれハ此署置の二字ハ通すれとも讀曰の二字得心かたし若衍字誤字等有歟異本を校ふへし但此文字にておして案をなせは讀曰署の三字ハ職制律の職の字の訓を集解者加へて此職の字ハ讀曰署と注をなしたるを本文に混えたる歟集解者の注ならハ小書して職の字の下におくへし此書の文字脱漏誤字あまたあれハさも有へき歟猶正本を求め得て決すへき也又或人異說耳未知の七字の小書ハ集解者の加へたるとハみえずこれハ朱の作者の注なるへし朱云とハあれとも或人の異説を擧たる故此注を加へたる歟未知とハ朱の作者異説を擧たれともいまた是非をしらすと注したるなるへし

〔頭注―筆者註〕

後案讀の字ハ注の字の誤りなるへし

〔頭注―筆者註〕

或人異說耳未知後案一本或作成これによりておもへハ異の字ハ員字の誤なるへししかれハ集解者の注にて朱の自注にてハ有へからず

但或説員者長官以下直丁以上員

此但或説とひけるも朱の文なるへし前に員ハ百官及使部以上と注したれとも但或説にハ直丁以上員と或説をあまたひけり

又百官之員者非也

これも或説に非といへるなるへし朱の作者非といふにハ有へからず此非と有までハ朱の文なるへし

貞云職員者先大旨一事也猶云職之員者明

此貞の字も朱或穴等の類にて令の古注者の署名とみえたり穴も朱も書名とみる説もあれとも署名歟畧姓とみえたり釋云疏云と一字の注解の書名を著す故に准して朱云穴云貞云伴云物云と集解者書たるなるへし伴ハ伴氏の説歟物ハ物部氏の説歟穴朱貞の三字も此類なるへし若穴ハ穴の誤歟穴人氏の畧歟但し安那といふ氏あれハ安那を一字に穴と書たる歟穴師穴太穴犬等の氏もあり貞ハ貞根氏あり貞といふ一字の氏もあり其歟朱ハ朱氏未考火といふ一字氏有赤染等の氏を朱とも書たる歟宋の字の誤歟米といふ一字の氏もあれハ米の誤り歟未詳後に考ふへし右皆氏姓とみるハより所あれとも書名とみてハより所なし大旨一事也とハ分別せず連してみる説也猶云職之員と有にて明也未明といふ二字ハ集解者のくはへたるなるへし此下皆小書ハ悉く集解者の注とみるへし

讀説員者人數

この文ハ貞云のうちなるへし讀の説を貞引用とみえたり下に讀云とあるハ集解者讀を引けり故に云と有貞の引用にハ讀説と有にて差別みえたり

此則人員故者明

此則云云ハ讀の文とみえたり未明の二字ハ集解者の注とみえたり

但私同

此私ハ貞みつから云なるへし上下の少書に私或私心なと有ハ皆集解者の私なるへし
或云職猶官也

此或云ハ讀の文にハあらず讀ハ業也と有まで也別の一説を集解者あけたり

問二説何為長

二説ハ或云職猶官云云の説と或説職主也云云の説を二説といへる也此問ハ或云の間也

但於職字者上説二字訓一也

上ハ説字訓とハ或云職猶官也と云ハ是字訓を説也

下惣説大意也

下とハ或説に職主也職掌也業也と有を惣説大意といへり

取文雖別上下無別

これハ職の字の説無別といへるなるへし員の字の説ハ雜任以上と直丁以上と説異也

静可檢也私案於職字亦兼官與職掌之兩途也

此静可檢也も集解者の辞也私案も則集解者の案なるへし亦の字義不通者の字の誤りなるへし静可檢也とハ兩説の異同を静に可檢の義にして私案と有ハ職字におきてハ兼兩途也といふ義なるへし

令第二 凡八十條

神祇官釋云神祇者

暉昌信富兩家の本を比較するに共に神祇官の下釋云の左右に朱を以て書入あり其文云尚書知人則哲能官人野王案官猶職位也禮記

荷田春滿の令集解考證

欣喜欲愛樂之官也鄭玄曰官猶事也又曰其官於天也鄭玄曰官注也說文史事所居也廣雅官君也 以上兩本書入也今案これ集解の脱文なるへし官の字の注とみえたり釋云より上に有へし

伯一人釋云爾雅云
爾雅云云然則用此字非无由也

爾雅云云とハ上に釋云爾雅云正伯長也郭璞注云正伯皆官長也とあるか故に集解者上の釋に有にゆつりて云云とかきたるとみえたり郭璞注までハひくへからず爾雅云正伯長也といふ四字を云云と畧したるなるへし

但此司以伯字爾司用他字者不見其由也

爾の字ハ誤り也一本に余に作るを是とす

掌神祇祭祀釋云孔安國

信富暉昌兩家の本共に祭祀の左傍に朱を以て書入云或云周禮云太宗伯以告神事鬼神祇以標祀々昊天上帝以實紫祀日月星辰也禮記有文經莫重於祭天子祭天地諸侯祀社稷大夫祭五祝尚書大傳曰祭之言為察也察者至謂祭百神也堯曰篇曰所重民食喪祭孔安國曰重祭所敬也廣雅曰祭薦也論語孔子曰祭神如神在 以上書入の文也誤字あまたみえたれとも如本しるしおく也後日以十三經注疏考へ正すへし是亦集解の脱文なるへし先の例に准すれば釋云の上に有へき歟

古記云問神祀諸祭

「祀の字ハ祇の字の誤りなるへし」〔コノ部分ヲ交叉線ヲ以テ消去レリ―筆者註〕

〔頭注―筆者註〕

「後案祀の字誤りにあらず」

答疏祭與令祭義異也

「疏祭とハ疏の説ハ祀と祭と差別有て天神にハ祀の字を用地祇には祭の字を用る説故に令祭と義異也といへり令にハ天神地祇の

差別なく祭の字を用てあれハ也」〔コノ部分ヲ交叉線ヲ以テ消去レリ―筆者註〕

〔頭注―筆者註〕

「後案疏の字ハ諸の誤りなるへし令の字ハ今の誤りなるへし」

天神者伊勢

この天神地祇の説ハ神祇令の義解と同じ前後をいへは古記の文前にて義解の文後なるへししかれハ義解にハ此職員令の古記の文を神祇令の神祇の條に引用としられたり

私神祇令所謂耳也

此私ハ例の集解者の私なるへし耳字やすからず誤字なるへし以異本正すへし

跡云自天而下坐曰神也

跡ハ疏の字の誤りなるへし

但班諸國社幣帛亦在耳

在字やすからず誤字なるへし重て正すへし

又祀就神祭就祇而讀

又の字ハ疏の又なるへし讀字やすからず言の字歟猶以正本決すへし

然廣言時皆同耳

言ハ祀就神祭就祀而いへりしかれとも廣く言時とは天神地祇を差別せずまつりといふとき也皆同耳とハ皆の字ハ祀の字も祭の字も同じくして天神を祀地祇を祭とわかたさるといふ義也「これまでハ古記の文とみるへし古記に疏を引て祀祭の差別あれとも令にハ皆同きといふ義也」〔コノ部分ヲ縦線ヲ以テ消去レリ―筆者註〕然の字よりハ古記の文とみるへし後案疏の文なり

朱云貞說掌社名帳耳

これよりハ朱の説也朱に貞の説を引て自問自答の論をあらわせるなるへし

未知而何

いまたしらすハ貞説の不可掌といふ由を朱しらすと云なるへし而字義やすからす由の字の誤りなるへき歟

掌名帳之由若

この句によれハ上の而の字ハ由の誤かとうたかふ也

私案見神祇令終條

此私案ハ朱の私なるへし下に小書したる私案ハ集解者の私なるへし神祇令の終條を引證するハ終條に其稅者一准義倉皆國司檢校

申送所司と有文によれる歟

如可掌諸國社

如字義求めかたし脱字有歟しからすハ如ハ必の字の誤歟

計十三種哉而

而の字義やすからす誤字歟日字ならハ自問自答義やすかるへししかれとも前後問答の文例に違へハ而の字歟

答孔安國孝經傳二云

二云ハ上に孝經傳云天精日神地爽日祇也と有文を釋に擧たる故に集解者畧して二云と書たるなるへし下に古記二云も准へてしる

へし

跡記云云也

跡ハ疏の誤りなるへし上にも跡云と有疏の誤とみえたり

問祭祀意託

託ハ誤字なるべし異本を校へし意況といふことあれとも集解の文字つかひ意況なと、用る文格ならねハ疑はし

跡記云此祭祀者

此跡記も疏の誤りなるへししかれとも疏とはかり有へきに前にも跡記云云と有こと不審也若記の字ハ皆説の字の誤歟何者集解に引用するにハ皆讀云疏云とあれハ朱に引用するにハ貞説讀説なと、云の字なく説の字あれハ疏説を跡記と書誤れる歟しかれとも又跡記云と有云の字あれハ煩おこれりもし跡記云の記ハ説の誤云ハ衍字にて讀に疏を引用したる歟しからハ掌行耳といふまでを讀云と有中にみるへし未詳以異本正誤すへし

此云於豆記

この小書の注ハ集解者の文とみえたり讀に跡記云と引用したれとも集解者跡記をみるに文みえされハ此云无於豆記と書とみえたり豆ハ跡の字のかたを畧書とみえたり正なるへきを豆と書けるなるへし然れとも跡記といふもの別に有てさハ書るにや疏とハかりもいはず疏記ともいふ歟いまた詳ならず疏の外に跡記有へしともおほへす皆跡ハ疏の字の誤と決して猶後證をまつへし

季冬如神祇並記

此七字義未詳誤字有歟

但以下見上

これハ上に但班諸國社幣帛亦在耳とある文をいふなるへし

祝部謂爲祭主贊辭者也

暉昌信富兩家の本祝部の左に書を以て書如ふ其文曰問贊詞之意何答助神詞告於人助人詞申神心耳

問神祇令云仲冬上卯相嘗祭義云大倭住吉云云等也神主爲受官幣帛而祭之衛祭律云神部不覺減二等監神亦減二等物記云禰宜破布里是神部也神主爲監神假夕私者多朝臣今案此等文可有禰宜神主而唯舉祝一色若約祝部之句哉

右集解の脱文を朱を以て補注したるとみえたり釋の上に載へし又古記の次に兩家の本朱を以て書入有其文如左

或記云禮記曰修其祝以降上神鄭玄曰祝爲主人饗神之辭也又曰祝祭於祖則迎四廣之主鄭注曰祝接神者也周禮云大祝掌六祝之辭以事神祇祈詳求貞

右の文も集解の脱文とみえたり兩本古記の次に書入たるハ非なるへし皆祝の注なれハ祝部の義解の次に連續して補書すへし

師記云

記ハ説の誤なるへししかれとも師記といふもの別に有歟師説ならハ釋の師説なるへし集解の師説ならハ脱文の次に有へき歟この所にありても集解の師説歟以異本校へ正すへし

差替遽喪 別或也

贊ハ替の誤り遽ハ遭の誤り或ハ式の誤り

凡与神戸

与ハ戸の誤りなるへし凡戸神戸其別を問なるへし

答了後記見也

見後記了也の顛倒歟此文のことくならハ了をことくくことよむへし

田祖

祖ハ租の誤り下皆おなし

更致後怠者随陵状科處也

後ハ緩の字の誤りなるへし陵も緩の字の誤りなるへし科處也ハ科罪とおなしき歟科罪で處分すへき心なるへし

名籍謂祝部名帳神戸戸籍也案戸令雜戸戸籍更寫一通各送本司即神戸戸籍亦

戸令をみるに雜戸の下陵の字有義解集解ともに脱せるとみえたり籍の下に戸令にハ則の字あり今案に則ハ別の字の誤りなるへし其證ハ朱の云に別更寫一通とあれハ也

私情不安何不掌心而專神戸人不作計帳何

一本にハ不安の下の何の字を問に作れり僻案にハ何の字を問に作りてハ義得かたし心の字を問に作らハ義得安からん歟しかれとも而の字義不安誤字歟誤字にあらすは而の字しからハと訓て何ぞ掌らさらんと有をうけてしからハとかけるなるへし專字ハ一本掌の字に作れハそれにしたかふへき歟

又更云

此更云ハ讚説に更云なるへし

籍者猶社

籍の字を猶社といふ説ハ正義とも不覺

門籍是不必戸籍故者

此説ハ籍の字戸籍にかきらす一證に門籍といふ籍の字戸籍にあらすといへる義也

又此書云神戸名籍者

書とハ令を指ていへるなるへし

未知其理何

とハ戸籍不可掌といへることを朱未知其理といへる也何とハ朱よりとかめたる何也

但令釋及

令釋とハ釋云と有釋のこと也それを令釋といへるは律にも釋有故に律釋令釋と差別せん為に令の字を冠したるなるへし

私案名籍戸籍簿帳並同歟

此私ハ朱の私なるへし並同とハ僻案ハ籍の字を簿帳と同義といふなるへしこれハ籍者猶社など、有ことを指さん為に簿帳並同歟といへるとみたりしかれとも會讀一義にハしからず神祇官只掌名籍也戸籍不可掌と有故に名籍といふも戸籍といふも簿帳といふも並同歟といふ義に決せりさも有へき歟猶すえの簿帳と有所にて兩説を決すへし

亦掌神戸戸籍計帳也

計帳とハ租帳のこと也

此籍與門籍異

この小書の注ハ集解者くはへたる也門籍と戸籍と異なることハいふに及はぬことなれとも門籍是不必戸籍故者と前にも載たる故に此注を加へたるなるへし門籍の事ハ宮衛令にみえたり

答作謹解送太政官

謹解とハ太政官に上る解にハ必謹の字を書故に作解てといふことに作謹解と有也公式令の解式に其非^ハ向^レ太政官一者以代謹

大嘗謂嘗新穀以祭神祇也朝諸神之相嘗祭夕者供新穀於至尊也

夕者の者の字ハ衍字なるへし朝の下に者の字なし或人朝の下に者の字有へしといへるハ夕の下に者の字有によりてなりしかれと

も者の字なき方まさるへし朝の下に者のなき證は下の疏の中に義云朝相嘗祭と者の字なきも脱漏にあらざる一證とすへし
嘗の字をなめてといへハ神よりさきに飲食するなり試と注したる説にても同しかるへし左傳の疏の説にてハ嘗者薦於宗廣以嘗新
為名とあれハ祭の名とみえてしかも宗廟にすゝめて後に嘗る義にきこえたれハ此義解の意も嘗はすゝめてとよむ義歟

古記云問大嘗若為答為年供奉也

為の字ハ毎の字の誤り歟いにしへハ毎年の新嘗と云も大嘗と云といへるなるへし其證義解も又神祇令の本文にもみえたり後世毎
世一年の嘗祭を大嘗といひ毎年に行ハるゝハ大嘗と云といはず新嘗といふになれハ今大嘗といへハわらふ人有へしされハ為年の
為ハ毎の字の誤りとみたり

跡云大嘗謂每世大嘗亦此司率國司行事

跡ハ疏の誤りなるへし此大嘗ハ毎年の大嘗をいふ説なるへしされハ每世大嘗もまたと有也此司ハ神祇官を指也これ毎年行ハるゝ
をも大嘗といふ證とすへし令本文にもその證有神祇令に凡大嘗者每世一年國司行事以外毎年所司行事是也以外といふハ每世一年
行ハるゝ外ハ也しかれハこれ毎年行ハるゝをも大嘗と此にハいへり今と異也且相嘗大嘗とハあれとも新嘗祭といふ名目令にハみ
えず

問掌新

此問ハ疏の自問也掌ハ嘗の誤り也

問義云朝相嘗祭者

此問も同前掌ハ嘗の誤り也此問の文に朝嘗と有を以て義解に夕の下にのみ者の字有事ハ衍字と決する也

答上卯所司所レ行也

相嘗も大嘗もおなしことなれとも相嘗といふときハ諸神に新穀を薦るのみを云大嘗といふときハ朝に諸神に新穀を薦て夕に至尊

に新穀を奉るをいふと差別すへししかれハ相管ハ上下卯日兩度と心得らるゝ也

下卯為以新穀供至尊所祭耳

此文義ハ新穀を以て至尊に供んためにまつれる也と心得らるゝ也しかるを會讀の一義に此文義を新穀を以て天神地祇に供ん為に至尊みつから祭り供へる也と心得て相管といふハ所司ことをおこなひ大管ハ至尊みつから天神地祇に供玉ふにて相管大管上下の卯日を差別すへきこといへり猶明證を古記に求めて可否を決すへししハらくさしおく也

凡天子即位下食二國設飯食供奉朝夕之禮

下の字ハトの誤りなるへし禮の字ハ祀の字の誤歟

自外神祇官依例行幸也

幸の字ハ事の字の誤りなるへし

鎮魂謂鎮安也

鎮安也とハ安ハ定也止ともいふ字義にておくと訓すへし

祈禳所科率土失賴

此一句義不通誤字歟□文歟□本を得て決すへし

神祇官式云

此式ハ古式なるへし延喜式にハあらざるへし其證據ハ此所引の八座の神名字異也此式の神魂を延喜式にハ神産日神に作り高御魂を延喜式にハ高御産日神に作り神魂を延喜式にハ生産日神に作り足魂を延喜式にハ足産日神に作り魂留魂を延喜式に玉積産日神に作りて次第も此式と異に高御産日神の次生産日神の上にあり大宮女を延喜式ニハ大宮賣神に作り御膳魂を延喜式にハ御食津神

に作り辭代主を延喜式にハ事代主神に作れり八神皆此式と不同れハ古式なるへし

問稱布利之由

鎮魂の二字をたまふりと古訓に稱すれハ此問有也

答古事穴云

此穴の字ハ記の誤り歟古事記ハふるることのふみにて彼安麻呂選録の三卷の古事記と同名異書なるへし又案るに此書古記云としるせることおほけれハ古事記ハ古記にて事の字ハ衍字歟もし又穴の字誤りにあらずハ古事なりと切て穴云と穴文をあげたる歟穴ハ後の記なれハ明證としかたし古記云とあらハ明證となるへし後世舊事本紀といふ偽書に此十種の寶のことを書たるハ此集解の古記の文を偷めるとしるへし

若痛處者

一本若の下に有の字あるを是とすへし

合茲十寶

合の字ハ令の字の誤り歟合字誤字ならずハ十寶をあはせてと訓へし猶正本を以て決すへし

布留郡由良由良止布瑠部

郡ハ部の字の誤りなり由良由良を一本由々良々とかけるあやまりにあらず古へハ皆如此書けり

不約神祇祭祀之問

問の字ハ内の字歟間の字歟なるへし間字と決すへし

鎮殿也言如前駟後殿之殿也

此殿也の義不通據有事歟義解の鎮安也の義是也且此鎮殿也の説ハ讀の説歟一本に上の一例の下に釋云鎮殿也云云とあれハ釋云の

二字を脱せる歟釋の説を讀云より後に引ける例末に有歟心得かたし上に釋云の説今の本脱したる歟讀ハ釋の説を以ていへる歟猶異本を以て決すへし

殷人先求陽

陽の字の上に諸の字を脱せるなるへし

氣也者神之感也

感也の下魄也者鬼之盛也の七字を脱すなるへし

子産曰人生

人の字の上能の字を脱せるなるへし

宗均注云

宗ハ宋の誤り歟

飄兼在於天地之間也

兼を一本急に作れり共に誤りなるへし忽字なるへし

御巫卜兆謂在女曰巫也

待或處分

或ハ式の誤りなるへし

盧守一人

盧ハ廬の誤りなるへし

事兆重覆

兆ハ非の誤りなるへし

故受決稱

巫術亦名為卜兆也

此說義不通本文の御巫卜兆とあれハ卜兆を御巫の術とみたる説ときこえたり巫ハ祝也といふ注もあれハ卜術の事も巫術とみたる歟卜部といふと巫といふとハ本邦にてハ異なれとも共に神事なれハ巫者知鬼神之通也とも釋にあれハ卜部も巫の事とみえたり巫術亦名為卜兆也といへる歟義解の説を是とすへし

朱云問御巫何時可用何答不見

不見とハ令に文なきをいふなるへし

伴云問

問とはかり有て文なきハ卜兆の事を問なるへしよりに上にゆつりて答はかりを載たるなるへし

答兆者焼牛馬骨等

卜といへハ龜卜にかきりたるやうなれとも此答に龜をいはず牛馬の骨を焼といふハ異説に似たれとも却て古説にても有へし何則上古龜にかきらす鹿の肩骨を抜て卜する事あり依てかたぬきのうらともいふ也兆の字をうらかたといひ縦横の文ともいふハ兆の字則龜を灼墨のかたちなり因之うらかたハ卜の形といひ習ハせり神代よりの古語なくハ此義いかゞ也兆の字渡りて已後の義とみたれハ鹿の肩骨を抜て卜する事上古の風なるへしされハこそ萬葉集の歌にもむさし野に卜部肩やきといへるハ龜卜にハあらず鹿の肩骨を灼なり依て思えハ焼牛馬骨等といふハ却て龜卜よりハ本邦の古風なるへし獸にかきらす鶏卜といふこともありしかれハ古風にてうらかたといふ語を釋せば卜肩灼の畧ともいふへし

但見時行事相代一人

此相代一人とはかりにてハ義明かならず闕文有へし

謂ト兆以上皆既大事是故別注儼神之人耳

神祇官内諸事有か事にもト兆以上ハ大事故に名目を別して別に注せるといふ義なるへしされハ別注までハ義通すれとも儼神之人耳と有五字義通せず此五字おそらくハ上の相代一人の下の句なるへし混雜して注の下に入たるなるへし轉寫の誤なるへし儼の字ハ降の字を誤りたるとみえたり猶正本を以て決すへし

惣判官事自外諸事

自外諸事義解の例をみるに必謂の字有しかるに此文に謂の字なきハ脱漏なるへし自の上に謂の字を加ふへし是も轉寫の寫し誤りなるへし集解にもなし

問惣判糺判其別如何

此問答集解の問答かとうたかへとも文句集解より甚離れたハ義解の問答なるへし義解に問答いかゝと疑しくも古唐律の疏義をみるに皆問答あれハ疏義にならふて義解にも問答を以て解したるなるへし唐令疏義にも定めて問答有なるへしまた唐令をみされハしりかたし

何者辨條

此辨條と有條の字疑あり太政官の辨の下に雖尋常辨官勘定後申大臣令惣判といふ文ハなし大臣の條に惣判庶事と有義解にも謂官内尋常少事也と有れハ辨官勘定後申大臣令惣判事ハしかなれとも文ハなし

皆為符移解下

符を府に作れるハ誤りなり符移解下ハ下に詳なり

權斷

權一本作推を是とすへき歟

跡云社注

跡ハ疏の誤り社ハ祐の誤りなるへし

自他司來來并令遣他司事等皆常定例

下の來ハ事の字の誤り令の字ハ合の誤りなるへし

合得次官以上處分

得字ハ待の誤りなるへし

他司拾此也

拾ハ放の字の誤りなるへし

朱云未明也私案同此說但貞說不一定耳

朱云未明也とハ疏の説を朱に明らかならずといへると有を集解者の細書したるなるへし私案同此說とハ此私案ハ集解者なるへし集解者の案も朱に未明といへると同しと云義を同此說と有歟但貞說不一定耳とハ朱と集解者の案とハ同しけれども貞說ハ可否一定せざると云義なるへし

未知何文不云若略歟

これも答の文の内なるへし

餘長官判事准此大副一人釋云副備備之言

備備二字ハ補補の誤りなるへし

掌同伯

文餘皆准此條例故特注

餘を餘に作ハ誤り特を時に作るハ誤り也

讀云問注云餘次官不注職掌者掌同長官

注云とあるハ大輔の注とみるへし注云とあれハ義解の文をいへるに似たれとも義解の文にあらず本文なれハ注の字心得かたけれハ也

答大槩同之

之の字ハ也の誤りなるへし大槩同とハ長官と職掌大槩同也といふ義なるへし

納言小別

納ハ細の字の誤りなるへし

獻替

替を贊に作るハ誤りなるへし

加職掌

掌を案に作るハ誤りなるへし

引无長官者次官考

此文可考入

又少輔不在者餘官見在人准此

同前

又无長官者次官掌之等文為證也

同前

少輔一人

讚云攀下扶上謂之祐

攀ハ當作率

詩云受天之祐

箋云祐福切韻云祐者也

郭璞曰

璣ハ璣の誤りなるへし

周易曰祐者助也天之所助者從也人之所助者信也然則

故以此字為神祇判官也此字祐佑難定故二說之

掌糺判官内

官を宮に作るハ誤り也

讚問
未知

此細書未知の二字ハ大書なるへし讚問の問の字ハ同の誤りなるへし

荷田春滿の令集解考證

稱省掌哉為餘司歟

哉の下為の上一本若の字有を是とすへし

未知公罪私罪皆糺判

判の下一本哉の字有を是とすへし

答皆可糺判唯於問長官難耳

於の字ハ檢の字の誤歟とおもへり然れとも後案於の字なるへし下の文にみえたり長官の下一本有の字あるを是とすへし有難の二字ハ、かりあると訓すへし

貞説同

此三字集解者の文なるへししからハ小書すへし

審署文案

此傍注古本朱書ニ玉篇審詩甚反尚書乃審厥象野王案審猶詳諦也國語無不審固賈逵曰審也

文案者施行日文

拖ハ施の字の誤り日ハ日 of 字の誤りなるへし

釋云審察史所注之文

文を支に作るハ誤り也

施行謂之

之の下文の字を脱するなるへし

跡云

跡ハ疏の誤りなるへし

審署文案爾

爾ハ者の誤りなるへし

勘造公文説

説ハ訖の字の誤りなるへし

芴也

芴ハ劣の字の誤りなるへし

往來公文印之監印知耳但元印所掌也

元の字一本无に作れり

无所廢聞

聞ハ闕の字の誤りなるへし

問若為司別无印

无の字一本无に作れり元印と无印といつれか是後考ふへし

唯師説隨後造將給宣也

宣の字義おたやかならず誤字歟此師説によれば无印を是とすへき歟司別に无印ことを問ハ司別に印有へき理なるを何とて司別に无印して印の有も有と無も有とを問へるとみえたり改に師説に後印を造るにしたかひて給ハんとの宣も有といふ義歟

主典檢出立文

立の字一本之の字作るを是とす

考得

得為の誤り歟又按するに考得にてもしかるへし

跡云

疏云の誤りなるへし

朱者公文

朱の字ハ失の誤りなるへし

答不久案

久ハ文の字の誤りなるへし

勘久書

此久の字も文の誤りなるへし

見令釋

とハ律の釋有か故に令釋といふなるへし

糺句

句ハ勾の誤りなるへし

職律

職の下制の字を脱せるなるへし

是垢式

垢ハ如の字の誤りなるへし

不西法

西ハ如の字の誤りなるへし

但物云稱不得問在外長官者

此稱といへること上にみえず集解の中闕文に有歟しからずしてハ此一句義不通

去上京遠

上の字不穩也もし京の字官の誤なうんか下に上官とみえたれハ也

權問

推問の誤り歟

収不

収ハ快の字の誤歟上にも不快と云事あり

又物記依此說不同此說

此句解しかたし此說といふハいつれの說を指て云るや闕文の說を指ていへる歟

私案亦不案也

不案とハ不是案の事歟

二度尚不収

此収も快の字の誤り歟

荷田春満の令集解考證

職制律云若元長官

元ハ无の字の誤りなるへし

問天祐

天ハ大の字の誤りなるへし

案之又案

又の字ハ文の字の誤りなるへし

與類兩上失云

類一本額に作り或ハ額に作れり額に作るを是とすへし兩の字ハ同の字の誤歟失云の失の字一本なきを是とすへき歟愁ハ稽の字の誤りなるへし

問所謂稽失者何誰稽失

誰とは官人の中誰人の稽失と書て問心なるへし

答長官以下稽失皆約此勾也

此勾の字句の誤り歟往々約此句の文有後案勾にても義通此文の勾稽失の勾の字に約する義歟不改しても可なるへし

公案

公ハ文の誤り歟公文ともいへハ文案公案同じかるへし

問何也

也の字一本作色を是とすへし

五日種

種ハ程の誤り也

五十純

純ハ紙の誤り也

於事理无改動者

无改動とハ文字を改めても道理カハる事なき類を云也たとへハ中務省と書へきを中省とハかり書て一字脱したるを改めても不改
ときも中務のことなれハ本案を勘校して分明に中務省と可知者ハ即改從正の義なり猶公式令の集解を検てしるへし

其官文書

其官とハいつれの官にてもいふ也

并遭暑不如法及令稽留之類

遭暑の二字ハ連署の誤りなり

如式不録及署不如法是失也

如式より不如法までの九字ハ衍文なるへし

經日稽留是稽耳

此句上と文意連属せざる也誤字欠文有歟以正本決すへし

文跡云

文跡ハ又疏の誤りなるへし

荷田春満の令集解考證

造公文說而是

說ハ訖の誤り是ハ長の誤り也

是久案失耳

久ハ文の誤りなるへし

此說在下條

此五字細書を大書に誤れる歟

可損何條

損ハ指の字の誤りなるへし條ハ色の字の誤りなるへし色の字にあらずハ等の誤り歟條にてハ義不通

又書稽程者一日答十三日加一等

又ハ文の誤りなるへし十を一本廿に作るハ誤りなるへし

上書若奉事

奉ハ奏の誤りなるへし故唐律作奏

丁檢

丁の字不審可の字の誤にて可檢二字小書を誤て大書せるなるへし小書ならハ集解者の書加たるへし

跡

疏の誤りなるへし

量事閑繁合

合ハ各の字の誤りなるへし

伴云式令義解

式の上公の字を脱せるなるへし

謂史生皆約

約の下也の字を脱す

凡置人

置ハ直の誤りなるへし

於同日

日ハ日の誤り

穴云案

一本云の字を私に作れり私案なれハ朱に穴の説を引ける也いかゞ云の下に私の字を脱せる歟

事關繁

關ハ閑の誤りなるへし

分番宿閑直

閑ハ衍字なるへし

又閑

閑ハ問の誤りなるへし

職制律立_レ在官應宿不宿應直不直各答二十之條

一本立を作云之條の二字を云云に作れり會讀一本の字を是とす後案立の字を是とす二十之條を立とよむへし

掌受事上抄

唐令私記

今の世斷絶不得見

受來牒而付本頭令史

本頭可考

大掌

掌ハ常の誤りなるへし

巡陵使

山陵を巡る使なるへし

右壹道十九日

一道とハたとへハ五畿七道の一道或ハ山陽道にても東海道にても七道の一道を巡る日數十九日といふ義なるへし

蒙進止

處分を蒙るの類也處分と進止とハ文義別なれともしハらく其意をいふ也猶進止の字義可考

後日記

これハ官の史の日記なるへし

式云受判官以上言注之者為劣

式ハ或の字の誤りなるへし此或説ハ義解の意と不異しかるを為劣義却て劣なるへし

朱云——先知
令釋

先とハ上にいふといふ義歟如先令釋の義なるへし上にいへる或説と朱の説と同義なれハ集解者小書して為劣義歟
檢出稽失

節級遭坐

下にも義解にも此句おなし遭の字は連の字なるへき歟可考

間祐勾史檢出其別何如何

間ハ間の誤りなるへし上の何の字ハ衍なるへし

未斷勾間玄職

玄ハ去の字の誤りなるへし

與棄

奪の誤り

珠別

珠ハ殊の誤り

次官以上

以字衍也

又式云

式ハ或の字の誤りなるへし

荷田春満の令集解考證

邊迹

景迹の誤りなるへし景迹ハ景ハ状也猶言状迹也と義解にあり

上條所謂一年功過行能者也

義解を引けるに謂の下一の上に具録の二字あり

急事使

使ハ便の誤りなるへし

主典在直宮

宮ハ官の誤りなるへし

何侍

侍ハ侍の誤りなるへし

讀申公文

讀云私業

業ハ案の誤りなるへし

或云施行謂之公文

此説前にひけり重て出せり

掌問大史

問ハ同の誤り也

案令

案ハ案の誤り

所讀耳

此三字義不隱誤字歟

更生

更ハ史の誤り

行署

署ハ署の誤り

神部三十人

問選敍令云散位身材云云軍防令云内六位以下八位以上嫡子云云今補使部之文已在令内未知神部是何色人答不是明文但依神祇令中臣宣祝詞忌部班幣帛然則以中臣等補之問神祇令義解云中臣忌部取申當時及諸司中者然則不必神部答雖他人司人猶取用因茲言之取用神部於事無妨問神部職掌答司内駈使耳「時當作司」〔頭注—筆者註〕

右古本の朱書あり集解の欠文かとみれば此文すえにあれハ朱の書入不審也案に此文ハ集解者の文にて朱云より上に有本を正本とする義にはしめに書入たる歟しからされハ重復の文となるのみにして讀云の下にあれハ讀の問答かとみゆる也讀の問答にハあらざるへしいかなれハ讀の答に官内難駈使耳といふことあれハ此文ハ集解者の文とみえたり

名負色也

名負といふハ餘司にもあり神祇官にて神部を名負色といふハ字義も明也餘司にて名負といふ名目猶可考名負の義ハ當司にかきりて他司へ遷替せざる人を云なるへし俗に云□□の任といふにおなしき歟猶可考

案衛禁律神部者即祝也異於此祭神部也監神者神主也

祭ハ條の誤りなるへし監神者とハ衛禁律に監神とあるハ神主の事といふ義なるへし

卜部廿人

釋无釋別

下の釋の字ハ衍字なるへし

令文數若為

此文ハ令文に卜部廿人と有定數の意を問なるへし

推卜尤長

一本推を惟に作るハ誤りなるへし

或云此卜部在使部下則知卑色乎

此或說によれハ卜部二十人の五字使部の下に載たるなるへし今の本使部の上に載たるハ偽本歟正本比較すへし不審也若使部ハ神部の誤り歟しかれとも使部の下にある故に卑色平といふへし神部の下に使部の上にあらハ卑色といひかたし不審不可凡卜家偽文往々あれハ若諸家の本今の卜家と内縁あれハ令の文にも錯置せる者乎此後諸本可考

私神祇令掌祀之外

此私ハ集解者の私歟讚の私ともみゆれとも讚の答に自餘不見とあれハ私の下ハ集解者自云歟掌ハ常の字の誤り也

必先墨盡龜

盡ハ畫の誤りなるへし

食黒

黒ハ墨の誤りなるへし

六年格云云省

省ハ者の字の誤りなるへし

宮内雑事

宮ハ官の誤りなるへし

捕諸司使部

捕ハ補の誤りなるへし

又軍防令内六位

令の下に云の字脱せるなるへし

嫡子年上等

年の字ハ云云の二字の誤りなるへし

送式部上等

部の下上の上に簡試の二字脱せる歟

御巫五人云云在上

在上とハ上に御巫下兆の下に五人の説有故也

戸巫三人

巫ハ座の誤りなるへし戸座の事延喜式にみえたり幼少の者を射て戸座とすれハ給養丁一口とも有歟

除嶋上縣

除ハ津の誤り歟津嶋をのそき嶋といふ歟津の字の誤りとみるへし

下縣國造一曰

曰ハ口の誤りなるへし

伊岐國造京卜部七口廝三口

上に下縣國造一口京卜部九口京廝三口とあれは此伊岐國造にも京卜部七口とあれハ京廝三口とあるへき事也しかるに伊岐にハ京廝なくて津嶋にのみ京廝有事いかゝもし伊岐の廝も京の字脱せる歟もし又しからずハ下縣に京廝と有京の字ハ衍字歟

伊豆國嶋直

津嶋壹岐にハ國造ありて伊豆にハ國造なくて嶋直といふもの有歟國造の類歟可考

國造丁直等各絡廝一口亦常食

丁ハ嶋の誤り歟絡給の字の誤り歟

廝直身

直身とハ其身歟正男といふと同し歟

自彼點上

彼とハ今所給人之人の其所を彼といふ歟もし被の字の誤にて点上られの義歟

又祝部免調役戸口丁調者取而依神調

言ハ祝部ハ其男調役を免されて戸内の口ハ免されず丁あれハ其丁調ハ依神調也

但戸内有他姓人者

他姓の人とハ祝部の姓ならざる外の姓を云也

太政官義解云

此太政官の下にのみ義解云の三字有事不審自余ハ皆義解云ともなく謂の字を冠らしめて義解なることをしらせたるに異例ハ集解者意ある歟傳寫の誤り歟可考若太政官内有三局云云の文ハ太政官内のことなれハ別義故に義解者書かへたる歟しからハ義解に謂の字なかるへき歟猶未詳

大納言以上即兼攝也

此九字ハ集解者の文に似たり即の字おたやかならず義解の文章にことなる所あり猶好本を得て疑を決すへし

音苦蓋反車聲但所疑為此錯歟錯者車軸頭鐵音胡膳反

右廿三字の少書ハ集解者轄の字の按也轄ハ車聲なれハ此所の義にかなはねハ集解者轄の字ハ錯の字歟とうたかへるとみえたり轄と錯とは通用の字なるを集解者うたかへるかへりていかゝなるへし若集解者の時即錯と通用の字書なかりし故この按をなしたる歟為此錯歟為此の二字顛倒歟誤字歟此文にてハよみかたし錯を錯に作れるは集解者の誤りにハ有へからず轉寫の誤りなるへし

次二儀之後

二儀とハ神祇を指ていへるなるへし天神地祇の義を陰陽兩儀の意に天地二儀の意なるへし

太政大臣一人

伴云古記云一住高

住ハ位の誤りなるへし

荷田春満の令集解考證

右師範一人

右の字ハ衍文なるへき歟印本後古本の義解にもなしよりて諸家衍文とする也然れとも集解者文を朱にて下に書加へたるをみれハ唐令を引て唐令云大師大傅大保右三師範一人儀形四海大封司徒司空右三公云云とある文をみれハ唐令に右の字あれハ此集解の右の字衍字とも決しかたし義解にみえざるハ還而脱漏歟本邦の令すへて唐令すへて唐令を以てかければ右の字も唐令に准據してかける歟正義解の書を得て疑を決すへし集解の諸家の本皆右の字あり

稱道教人謂之師

稱ハ講の誤り歟稱道の二字出所未考

師者脩心愔言之根本

愔ハ慎の誤り歟

改兆役是

兆ハ非の誤り役ハ従の誤りなるへし

有官

有ハ百の誤りなるへし

於當時之憲章

於ハ施の誤りなるへし

形法也

上に儀者善也とあれハ形者法也と者の字有へし脱せるなるへし

漢書云李鷹風格

漢書可考

孔夷八秋七戒

孔ハ九の誤り秋ハ狄の誤り戒ハ戎の誤りなるへし

四冥之民不知法則以興海也

以興海の三字義不通似冥海の誤りなるへし

永微令儀形者開元令儀形也

微ハ微の誤りなるへし上も儀形とあり下も儀形とありてハ義不通形の字刑の誤り上下の内に有へし可考

朱云師範一人者

古本朱云の末に朱にて書入有其文如左

或云庇先王典籍何得為師之號然則雖不執經教校而尚以君臣上下之理父子夫婦之道申覺耳

於君為横者也

横ハ模の誤りなるへし

漢書云戒狄居士黨者

漢書可考戒ハ戎の誤りなるへし士一本作上是なるへし

雜物記

可考

東九夷被髮
文獻

猷ハ身の誤りなるへし

荷田春滿の令集解考證

八蠻彫題
交趾

題ハヒタヒとよむへし趾ハ趾の誤りなるへし

六戒袒髮
衣皮

戒ハ戎の誤りなるへし袒の字考へし

九夷玄兕樂浪高句麗失餘

失ハ夫の誤りなるへし

烏申

一本作烏史に作

索加一羽
陳齒

加一本作家 羽ハ日の誤りなるへし

吹首

吹ハ咳の誤りなるへし

倭才人

才の字ハ衍歟

沃猷

一本作天鄙

焦僥 跛踵

爲國

一本作狗軹

旁春

春一本作春

戈尖

一本作才尖 一本作戈尖

依縁伯一曰織皮

織一本作織

穢豹武百

豹ハ豹の誤りなるへし

扁六卷

扁ハ第の誤りなるへし

七戒

戒ハ戎の誤りなるへし

孫炎曰海之言晦

晦の下又晦の一字有へき歟可考

四曰扶余五余

五余の二字衍文歟

荷田春満の令集解考證

浮遊

浮ハ浮の誤りなるへし

諸家文並無此句

末にもあり此文とハ李巡曰の下諸家になしといふ義歟

天薦

薦ハ竺の誤り歟

吹首

吹ハ咳の誤り歟

局軟

狗軹の誤り歟

虎春

旁春の誤り歟

六戒

戒ハ戎の誤り歟

其曰

老白の誤り歟

古耆菴

古の字ハ衍文歟

天岡

岡ハ剛の誤り歟

回与

月支の誤り歟

穢貌

貌ハ貊の誤り歟

經邦論道謂云云

古本朱書頭注如左

周禮體國經邦鄭玄曰經謂為之 敬也鄭衆曰營國方九里國中九緯九經又曰六典一曰以經邦國鄭玄曰經法也

風五日吹不折枝兩十日落木悴塊

兩ハ雨の誤り木悴不碎の誤りなるへし

所申滄息

滄ハ消の誤りなるへし

公式合

合ハ令の誤りなるへし

又依儀制令有座廳上見太政大臣之文

座ハ在の誤りなるへし

荷田春滿の令集解考證

謂結辨

結ハ糺の誤り歟

跡二云

跡ハ疏の誤りなるへし云の下一本經邦の二字あるを為是

治部國小書

部ハ邦の誤りなるへし

邦之辨

辨ハ所の誤りなるへし

医厥福

医一本作匡

五孝之道也

孝ハ教の誤りなるへし

未知而論

而ハ此の誤り歟

職常故亦可用

常ハ掌の誤り亦ハ云の誤りなるへし

又職令二云々

職ハ獄の誤り々々ハ公の誤りなるへし

額ハ預の誤りなるへし

無其人則

古本朱にて書入有如左

唐令云大師大傅大保右三師師範一人儀形四海大尉司徒司空右三公經邦論道燮陰陽祭祀則大尉亞獻司徒奉俎司空行掃除自三師以下無其人則闕六典云三師訓道之官也蓋天子所師法大極無所統職然非道德崇重則不居其位无其人則闕之又云三公論道之官也蓋以佐天子理陰陽平邦國無所不統故不以一職名其官者因此言之六典也尚書令掌惣領百官儀形端揆其屬有六尚書一曰吏部二曰戸部三曰禮部四曰兵部五曰刑部六曰工部凡庶務皆會而決之左右丞相惣領六官紀綱庶務以載令則專統焉

如先私記

先ハ下にも先云なと、あれハ一書の名なるへし

但雖无辨官

无一本元に作元はしめとよむへき歟愚案にハ无ハ先の誤りなるへし

跡云統一

跡ハ疏の誤りなるへし一ハ衍文なるへし

兆下司之行事

兆ハ非の誤りなるへし

有正子

子ハ文の誤りなるへし

吹官

吹ハ次の誤りなるへし

荷田春満の令集解考證

生云

生ハ先の誤り歟下に先人所傳というハ此先にハあらず

可由辨官

由一本申に作れり

稱不由辨官

辨を務に作れるハ誤り歟

答元申辨官

元ハ先の誤りなるへし前とおなし

抑可求此記无於跡記

抑より下皆少書すへし集解者の文なるへし上に伴云跡云と跡を引とも集解者跡記をみれとも伴にひける跡の文なけれハ別記歟と
うたかひて可求此記跡記にハ此文なしといふ心とみえたり跡ハ皆疏の誤りなるへし

學持綱目謂

古本朱にて引注文如左

式部式云考選目錄申太政官毎年正月三日中務式部兵部三省輔各其丞就太政官版位如辨官申政儀輔讀申内外諸司諸家考目丞讀申選
目錄次兵部次中務丞如式部儀訖退出事見儀式又條云凡選位者奏任此上者式部注可用人名申送太政官但官判任者餘擬而申太政官

然與事同也衆不同

然ハ務の誤り歟衆不同脱文有歟義不通

但本令云惣判省事

本令とハ大寶の令をいふなるへし養老に改められたる令を新令といふよりて本令とハ古令といふとおなじかるへし本令にハ省事とあるとみえたり唐令のことく本令にハ載られたるを新令にハ省事を改めて惣判庶事とかけるなるへし

班田之状辨官者

者の字ハ受の誤り歟下に辨官受取不加勘事とあるを以てしるへし

任官

宮ハ官の誤りなるへし

如論奏之式事

之式ハ顛倒なるへし式之なるへし

經申大臣

經ハ徑の誤り歟たゞちにとよむへし

興大夫

誰人の事歟未詳

惣判庶事謂宮内尋常小事也

宮ハ官の誤りなるへし

故唐令云惣判省事也

故の字ハかかるゆゑにとよむ義歟故唐令と三字連して書の名にみるへき歟猶下に考へ合すへし故唐律あれハ書の名なるへき歟故唐令云惣判省事也此九字ハ集解者の文なるへき歟猶可考義解に引用する意いかゞ

宮内少々之事

宮ハ官の誤りなるへし

ト兆以上宣諸事

宣字義未通誤字なるへし

惣判官事

宮ハ官の誤りなるへし

又本令云判官省事

これハ神祇官の伯の下に惣判官事とあれとも本令にハ判官省事とかゝれたるとみえたり

彈正糺不當者兼得彈之

此本文の意ハ彈正非違をたゞすに其糺理にあたらされハ左大臣これをたゞすことをうると云義なる歎しかるに兼とあれハ左大臣の職掌に兼て非違を彈すといふ義かともいへり又一義にハ兼てハ左大臣と彈正と相互にたたしあふを兼てといへるとみる人有これハ集解に釋云の文を引たれハ釋の意を以てさもみえたりしかれとも本文の意ハ彈正たゞしたれとも理不當故に其非違の官人と彈正とを兼て彈すといふ義ともいへり彈之といふ之の字ハ非違の人を指歎彈正を指歎いまた詳ならず釋と穴との義異なる也

太政大臣者得彈正及左右大臣彈正者互相彈々

及左右大臣の下に又左右大臣の字脱せるなるへし彈々ハ彈彈正なるへし正の字脱せる歎

彈之彈正之彈正者

中の彈正之の三字衍文なるへし

朝聘者——謂之聘

これハ混雜の文なるへし小書に私案朝聘以下可在治部省とあるハ集解者の文なるへし私案ハ集解者の案なるへし此案可然

穴云兼得弾者聞弾見弾是

聞弾をきゝてたゞし見弾をみてたゞすとよむ歟僻案しからずたゞすことをきゝたゞすことをみるとよむ義とす穴の説ハ本文の兼弾之の兼字ハ彈正と左右大臣と兼とみてともにとよむ義なるへし彈之の之の字ハ非違の人を指説なるへし此意ハ彈正一たび非違を糺せとも其彈理にあたらされハたゞしあらたむる義なるへししかれハ太政官へ其非違の人を召て彈正にたゞさするを左右大臣直にみきくをいふなるへし不當とき非違の人うけかぬ故にたゞしなほすこと有へし其時ハ左右大臣と彈正と立あひて彈正にたゞさせて其是非を決することなるへし彈正を彈すことにハあるへからず穴の説も可然説なるへし

假聞可嘗而不常者召彈耳

聞ハ有の誤りなるへし嘗ハ掌の誤り常も掌の誤りなるへし

謂其身兆違也兆更説文所云事也

兆ハ上下ともに非の字の誤りなるへし穴の意ハ釋にいへる文ハ此令の本文に兼得彈之といふ文を説にハあらず左右大臣と彈正其身の非違を彈す事也本文に兼得彈之といふハ彈正の身の非違にハあらず諸官の可掌而不掌非違を彈すことなりといふ義なるへし與古記違可求也

此小書ハ集解者の文なるへし古記の説ハ彈之とハ彈正を彈すことゝみえたり穴の説は彈正を彈すことにハあらず非違の人を兼て彈すといふ説なれハ違へりいづれか是いつれか非といふ正義を求むへしと集解者いへるなり穴の説可然歟兼の字もし非違の人と彈正とを兼てとみるへき歟猶可考後案聞弾見弾是也とあるをみれハ聞弾見弾といふ本文ある歟よりて是也といへる歟可考兼の字ハ非違の人と彈正とを兼合て彈すとみる説可然歟彈正も糺不當ハ彈の非違ともいふへし

彈例

書の名

荷田春滿の令集解考證

一一三

令義解卷第二

荷田宿禰春滿考

神祇令第六謂天神曰神地神曰祇

印本の義解祇の下に釋無別也祇音巨支反案祀天神祭地祇令耳と十八字有これハ集解の文也義解の文にあらす此義解板行のとき集解義解の差別をしらすして義解に集解の文を混雜して板行したる也辨別せずハ有へからす

凡貳拾條

神祇令ハ十二條なり貳拾ハ拾貳の顛倒なり集解も貳拾條とあり誤り也此等を以てみれば集解を以て義解を板行したる歟板行の時の誤にあらすして古本の義解に集解の文を書加へたるを義解と集解との差別をわきまへざる故に集解を書入たる古本のまゝに板行したる歟正古本をみて猶辨知へし

依常典祭之

依常法の義也典と有ハ典書典の義を□へて常典と有歟此令所載祭祀事條是也と有にて知へし

出雲國造齋神等類是也

出雲國造ハ天穗日命の後也此國造の齋神の事ハ日本紀神代の故事をしらすしてハしるへからす神代に又當主汝祭祀者天穗日命是也と有故事をおもふへし

釋無別也自大汝神以上

これ亦集解の文なり刪去へし前にいふかことし

季春鎮華祭

集解にハ華作花

必有此祭

集解にハ必字を作始是とすへし

釋云大神狹井二處祭

釋の字より下皆義解の文にあらす集解の文也除去へし

「大神狹井二處祭ノ由来ハ日本記崇神天皇ノ時疫ヲ行大物主神ノ縁也」〔頭注——筆者註〕

神衣祭

齋或潔清

或ハ戒の誤り也

參河赤引糸

赤引ハ參河の代名寶飯郡の赤絲安加比古これ敷

麻續連

續ハ續の字の誤り也國史律令式皆續を續に誤れり改むへし

織敷和衣

敷和の二字をウツハタとよむハ集解の釋にみえたる外所見なしウツハタとハウツハ稱美辭ハタハ機也織女の五百機或かな機の古語の類とするへし今此文ハ續麻以織敷和衣とあれハ麻の神衣の名に限るに似たれとも赤引糸にて織たる衣もうつ機の衣といふへし延喜式祝詞の□に四月神衣祭の祝詞の文に服織麻績乃人等乃常奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎と有文織乃二字誤りよみ來れる敷織の字ハ機の字の誤りにて機の上になつつの字を脱漏せるなるへし織乃御衣といふ古語有へからす何おりのみそとハいふへしたゝ織乃御衣といふ古語心得かたけれハ也

釋云

これより下皆集解文なり義解文に有へからす除去へし

荷田春滿の令集解考證

令山谷水變成甘水浸潤苗稼得其全稔

變の字ハ變の字の誤り歟山谷の水ハ春とくるものなれハ嚴冷の氣を變和して甘水と成さしめんことを欲する故に此二祭ありと云義歟變の字誤にあらすして如字ならハ變ハ變化の義にて甘水ハ雨となして苗稼を潤の意にても有へし浸を印本侵に作るハ非也

三枝祭

此三枝華ハ何の華といふ事古記にもみえず僻案にハ山由理の華と決する也其證ハ三枝と書てさむくさと訓する義ハ山ゆりの花枝三俣或ハ四俣にも咲て直幹に花咲ぬ草故に三枝華と書てさゆりと用ゐたるなるへししかれハさいくさと書ハ誤り也さむくさとかくへし古事記中卷佐草河の注に云其河謂佐草河由者於其河邊山由理草多在故取其山由理草之名號佐草河也山由理草之本名云佐草也とありされハ佐草といふも佐由理と云もおなし古語也佐ハ發語之辭草ハ由理の約言なり今も歌にさゆりと詠むこれによりてさる草ハさゆり草とする也且孟夏の祭に酒罇を飭るも時節の花なりしかのみならずゆりの根玉を供神の物とする例あり似是符合する事おほけれハ三枝華ハ山ゆりの花と決定する僻案也これにつきてかの古今集のさき草の三葉四葉といへること義明ならねハもしさる草をさき草といひて三枝のことにすれハ同物かとおもへとも日本紀に福草と書てふるくさきくさと訓もこれハかな合かたけれハ異物と決する也福の字をさいと用ゐたるハさいはひ草幸草同訓義としられたりこのさき草を古今集傳授の説とていひ來れるにハ檜木のことと決したりしかれともいなおほせ鳥を猿といひ又ハ馬といふ異説のことく鳥を獸とするハ名義こと也かのさき草も草といへは檜木といふハ理にたかへりこれハ順か倭名抄によれハ蕙の字も同訓なれハ蕙のことと疑ハれられとも日本紀の福草の字によれハ蕙の事にあらすこれによりて僻案ハさき草ハ石綱といふ草に決する也いかになれハ石綱ハ柴枯とみればまた生若かへるものにて萬葉集の歌にもわかへることに詠めり此石綱を出羽國あき國の人の言心ハ草檜といへりその葉檜にたれハさも有ぬへきこと也これを傳へ誤りてさき草ハ檜草也と傳授きたれるなるへし三葉四葉ハみつゝハよつゝハの義也よりてハを濁ていひ來れり葉にハあらす置枯てもまた生出てよくわかへる草故にこれをさき草といひて福草の義としられたりさる草の次て

にかな誤る説あらんか爲にさき草のことをもしるす也

酒罇

罇ハ罇の誤り也酒罇の二字をさかもたひとよむ

凡讀此日祭者

日の字ハ四の誤りなり辭案にハ凡より下皆集解者の文にて義解の文にハ有へからすとす

季夏月次祭

謂於神祇官祭與祈年祭
同即如庶人宅神祭也

此下に於神祇官祭るとあれハ自餘の祭ハ神祇官に預らざるに似たれとも祈年月次祭ハ百官神祇官に集りて祭る事下にみえたり外の祭ハ皆神祇官の幣帛を諸宮諸社に遣されその宮その社にてまつれハ神祇官あつかれとも月次祭のことくにハあらず幣帛を外へおくり供ふといふこともなく百官集りて神祇官にて祭らるゝ故に庶人の宅神祭のことく外へ幣を遣ふにあらざる義と解したる也

鎮火祭

此下の義解に鎮火而祭と印本にハあれとも集解にハ鎮を鑽に作りて火をきりて祭ると有て義甚異也鎮の字を正義とすへし故曰鎮火を證ともし又鎮火と云義ハ火神を鎮め祭る義とみるへし鑽字ならば鑽火祭ともいふへし鑽火祭も古記に所見なし鎮の義安かなるへし猶可考也

寅日鎮魂祭

此下に朱云上卯之次寅日也とある九字ハ義解にあらず集解の文也例の混雜刪去へし

神祇官中臣宣祝詞

こ神の祇官ハ上の文に連屬なるへし百官集神祇官と云句をあやまりて百官集と切りて神祇官を低書の平出にかけたる故に中臣へ連りて讀ハ誤りなるへし

荷田春満の令集解考證

中臣宣祝詞 謂言者布也祝者讚辭也言以二告レ神祝詞一言聞百官故曰宣祝詞也

令義解劄記

學令第十一

謂教化之官惣名為學　この義解前例によれハ學の字の下に二行小書たるへき歟此學の字ハ學問の義にあらず官名の意にて大學博士律學博士などといふ官名の義なるへし

亦博士

亦の字ハ音の字の誤也

案文可知

文とハ學令の文をいふへし

二仲之日

日八月の字の誤也

孔宣文

文ハ父の字の誤也義解の宣文も文ハ誤也

二家二

下の二の字ハ注の字の誤りなるへし

併通兩通

下の通の字ハ經の誤りなるへし

考試

この考の字ハ校の字の誤りなるへし考校也と上にあれハ也

帖者釋見下

閻読

閻ハ諧の字の誤りなるへし閻と諧とはともにくらぎと讀ても義かわるへし

學者志

者下一本有之字為是

懈緩不滿意者

不滿意とハ素讀千言にも不滿意をいふ

不過帖

過とハ一帖三言の試を過をいふ

得三以上為下

上一本作下為是

重任

任一本作住為非

必令終講

學者の講とみるへし博士助教の講を終るにあらず

得八位以上

位ハ衍字歟一本作條為是一本作口為非

荷田春満の令集解考證

海鳴

鳴ハ島の誤り也

學生分經習業

此學生ハ筭學生也もし學の上脱筭□□

博士教授

此受の字ハ授の誤りなるへし

前即令兼加教授

兼ハ博士と兼とみるへし職掌に兼にハあらず集解に博士なき國といへるハ非是義解の説可也國博士外と有をみるへし

凡書生

集解にハ書學生とあり義解印本脱學字歟

筆迹功秀

功一本作巧為是

字樣法

點畫筆道等の法とみるへし

與唐異也

唐下一本有法字為是

九章二條

集解二條を三條と有下の文に不合二を為是

量絡

絡ハ給の誤り也

不率師友

友一本作教為是

惣數前後之違假

前後とハ年の前後とみるへし一年を三百六十日と定めて今年二月違假の日なれハ來年二月迄を一年之内とすしかれハ正月ハ前になり來年正月を後とする也もし正月違假なれハ前後といふ事なし是ハ二月以後に就ていふへし

已不除休假之日

とハ休假の日をも百日の内に入る也已の字一本作即為是

亦解送

送一本作退為是

伍位

伍ハ誤也當作五

年二十一申送

一の下已上の二字を脱集解並古本皆有

令義解割記

継嗣令第十三

謂継嗣者子 此義解本文嗣の下に二行小書たるへし継の字ハ刪去へし集解にも継の字なし

荷田春滿の令集解考證

女帝子亦同

子を或説に養子の事也といへり四世以上に嫁玉ふ親王の子ハ時によりて女帝の長子と爲給へしと此説非とす内親王四世以上の王に嫁し玉へとも時により此皇女帝位に即玉ふことあれハ四世の王の子も親王となり玉ふなり母帝位に即玉ふ故也

可立嫡子同母弟

集解並古本にも可の上不の字あり不可にてハ義通せず集解も古本も誤りとすへし

其氏宗者聽勅

勅の下定の字を脱せる歟喪葬令義解をみてしるへし

亦是也

一本亦作竝為是

申牒所司

此所司ハ治部省なり所の字俗にさ□□といふにおなし所分の司の義也

〔附記本資料の閲覽について御厚情を与えられた天理大学図書館に対し謝意を表す〕